

請願第 22号

令和3年 2月18日

川崎市議会議長 山崎直史様

横浜市港北区

神奈川県生活協同組合連合会

ほか 1団体

「預託法等の改正及び執行強化を求める意見書の採択」に関する請願

請願の要旨

悪質商法による消費者被害を無くすために、消費者庁「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」（以下、検討委員会）が2020年（令和2年）8月19日に取りまとめた報告書に沿って、国会及び政府として、以下の事項に早期に取り組むことを求める意見書を、川崎市議会として採択することを要望します。

- 1 検討委員会報告書の内容に沿い、販売預託商法を原則禁止とした預託法の改正の検討を早急に進め、2021年（令和3年）の通常国会での改正の実現を求めます。
- 2 詐欺的な定期購入商法を無くすために、特定商取引法に係る指針の改正及び法執行強化を政府に要請するとともに、2021年（令和3年）の通常国会での特定商取引法の改正を求めます。
- 3 送り付け商法については、政府に対し、現在の法規制の内容の周知を図ることに加え、諸外国の法制も参考に、制度的措置を講じることを求めます。
- 4 国及び地方自治体が厳正かつ適切な法執行を行えるよう、体制確保に向けた措置や両者の連携強化を求めます。

請願の理由

近年、各種技術の進歩を踏まえた様々な製品・サービスの普及等の一方で、

新製品・サービスの内容等を十分に理解できていない消費者のせい弱性に付け込む巧妙な悪質商法による被害が増加しています。

こうした状況を踏まえ、消費者庁の検討委員会において、上記の報告書がまとめられました。

報告書では、特に、大きな社会問題となった豊田商事、安愚楽牧場、ジャパンライフ、ケフィア事業振興会、WILL株式会社など、高齢者を始め、多くの消費者に財産被害を及ぼす悪質な販売預託商法については、本質的に反社会的な性質を有し、行為自体が無価値と捉え、「販売を伴う預託等取引契約の原則禁止等」と明記されました。

消費生活相談ではこの間、通信販売において、お試しのつもりで購入した商品が定期購入であったとの相談や、解約はいつでもできるとしながらも連絡が付かないなどの相談が激増しており、解決を図ることが容易ではなく、深刻な事態です。また、新型コロナウイルス感染症拡大の消費者の不安に付け込む、マスクなどの送り付け商法(ネガティブオプション)についても社会問題となりました。

検討委員会の報告書では、消費者のせい弱性に付け込む悪質商法の手口の巧妙化・複雑化には、断固とした対応が必要として、法執行の強化や実効性ある制度改革が答申されました。社会問題となっているこれらの課題解決に向けては、実効的な法制度の整備が必要です。

紹介議員

齋藤伸志
山田晴彦
岩隈千尋
石川建二
吉沢章子
重富達也
秋田恵
大西いづみ
月本琢也